

「横手北中学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1)基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」第2条では、いじめの定義を「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

同法の施行に伴い、横手北中学校では、本校の全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境や風土を学校全体で作り上げることを目指し、家庭・地域・専門機関との連携の下、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置（対処）を図るための基本方針を定めるものとする。

(2)いじめ防止等に関する基本的な考え方

①いじめ問題の克服にむけた基本的な方向

- ・いじめは許されない行為であることを学校の教育活動全体を通して生徒に十分に理解させ、全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを傍観したり放置することがないようにする。
- ・本校の全ての教職員、生徒が、いじめは人権を侵害する不当な行為であるという認識の下、問題に対して毅然とした態度で臨み、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ。
- ・子どもを見守っている学校・家庭・地域が「いじめほどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である」、「いじめは学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、生徒との信頼関係を築きながら、いじめ防止等の役割と責任を果たしていく。

②いじめ未然防止

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、生徒全員を対象とした未然防止の取組を行う必要がある。そのため、次の3点を重点内容とする。

- ・一人一人の生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性や人間関係形成能力を育む継続的な取組。
- ・家庭や地域との連携の下、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、いじめをなくす生徒の主体的な行動を支援するなど、学校や地域全体にいじめを許さない風土を形成する取組。
- ・全ての生徒が授業場面で活躍できるように、日々の授業において基礎学力を定着させるとともに、自分との違いを排除せずに理解する態度を育てるための授業づくりを目指す取組。

③いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対処の前提となるものである。教職員の連携による組織体制の下、生徒の小さな変化を見逃さず、いじめの初期段階である冷やかしかからかい等に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応すること、を基本とする。いじめの情報共有は責任追及のために行うのではなく、気づきを共有して早期対

応に向かうためのものであることを組織として認識する。次の3点を重点内容とする。

- ・定期的なアンケート調査や教育相談（定期・不定期・チャンス）による早期発見と的確な実態把握の取組。
- ・個別の問題に対するスクールカウンセラー等へのつなぎや電話相談窓口の利用について、全ての生徒・保護者への周知をするなど、生徒がいじめを訴え、通報しやすい体制を整える取組。
- ・生活記録ノート、健康観察などの日常的教育活動を通して、生徒を観察する意識的な取組。

※学校以外の相談窓口

「24時間いじめ相談ダイヤル」「いじめ緊急ホットライン」「やまびこ電話」
「子ども人権110番」

④いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全を確保することを第一優先とする。その上で、いじめを行った生徒に対する適切かつ毅然とした指導、保護者に対する誠実な対応を組織的に行うことを基本とする。次の4点を重点内容とする。

- ・いじめ防止等に向けての組織的、実効的な対応を行うための校内組織（いじめ・不登校対策委員会）を設置し、実態の的確な把握、迅速かつ適切な対応。

いじめ・不登校対策委員会

○校長、○教頭、○教務主任、○研究主任、○養護教諭、○生徒指導主事、
○生徒指導専任、○学年主任、○当該学級担任、○特別支援コーディネーター、
○スクールカウンセラー

外部人材

○市教育委員会生徒指導担当 ○（広域）スクールカウンセラー
○スクールソーシャルワーカー（必要に応じ）

- ・いじめ防止等についての校内研修の実施を通じた、いじめを把握した場合の対処のあり方についての教職員の理解。
- ・いじめ等の問題に対する積極的な学校への援助が得られるよう、学校・地域（民児協）・行政（福祉）の三者による日常的な協力関係の構築。
- ・いじめの内容が犯罪行為等の重大な事態と認められる場合には、横手市教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて所轄警察署等の外部機関との連携を基にした適切な対処。

⑤家庭、地域、関係機関等との連携

子どもを取り巻く社会全体（家庭、地域、関係機関等）との連携を深め、子どもを見守りながら、健やかな成長を促していくことを基本とする。次の3点を重点内容とする。

- ・PTA組織、学校評議員会等において、本校や地域のいじめへの対応状況について協議する機会の設定。
- ・地域や家庭とのつながりを重視した体験活動の充実。
- ・PTAと連携した情報モラル教育の充実。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 地域や家庭と連携した子どもの社会性や豊かな心を育む体験活動の推進

- ・地域との関わり合いの中から児童生徒の心を育てることを意図した体験活動の実施。

（かまくら接待、クリーンアップ等のボランティア活動、伝統芸能等の地域行事への積極的な参加）

(2) 児童生徒同士の関わり合いを深める交流活動の充実

- ・市内中学校7校の生徒会が連携した「いじめ根絶プロジェクト」の実施。(Y8サミット)
- ・人間関係づくりの基礎を培う交流活動の実施。(小・中連携によるあいさつ運動, 横手支援学校との交流等)
- ・異年齢集団による生徒の人間関係づくりを促進し, 自己有用感の醸成に努める活動の実践。
- ・他者とのコミュニケーションの必要性や人と関わり合うことの大切さを気付かせ, 人間関係形成能力を育成するための, 外部人材を活用した体験学習・ワークショップの実施。(キャリア講座等)
- ・生徒の居場所づくりという観点から, 「分かる授業」の実践を図るとともに, 自己有用感を高める振り返りの場の工夫。
- ・生徒のコミュニケーション能力を育む場としての話し合い活動の充実と, 「あたたかい聴き方」「やさしい話し方」の指導を中心とした受容の人間関係の醸成。
- ・道徳や特別活動等の学習との関連を図ったネットいじめ等の情報モラル指導や命の教育の実践による, 望ましい規範意識の定着。

(3) 生徒のサインを見逃さない「観察・情報収集・客観的理解」による早期発見の取組

- ・生徒が出すサインを見逃さない「いじめサイン発見シート」を活用した積極的な観察。
- ・定期的な教育相談やチャンス相談等, 子ども・保護者・教職員からの情報を積極的に収集。
- ・いじめアンケートやQ-Uアンケート, インターネット利用実態調査等の調査による客観的な理解によるいじめ早期発見への積極的な取組。
- ・アンケート調査と校内いじめ・不登校対策委員会との有機的な関連による, 学校のいじめ問題に対する組織的な取組の評価・改善。
- ・いじめの事例に対処した経験を共有し蓄積し, いじめ防止に向けた体制を強化する。
- ・情報モラル年間指導計画に基づいたインターネット等によるいじめの防止に向けた取組を行う。

3 小・中連携組織としてのいじめ対策等の推進

(1) 学区内の小・中連携をより充実させ9年間で児童生徒を見とる組織的な体制の推進

- ・横手北中学校区におけるいじめ対策等, 小・中が連携して生徒指導を推進するための中核となる生徒指導部会と各部会との連携した組織的な体制づくり。
- ・定期的な生徒指導部会の開催(必要に応じて他部会と共催)による, それまでの取組と活動の評価・振り返り, 及び児童生徒のより主体的な成長を促すための取組についての見直しや検討。

(2) 組織図

